

道路上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

庭木の剪定・伐採をして適切な管理をしましょう

車道や歩道において、私有地から樹木や生垣が張り出していたり、覆いかぶさっていたりすると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝等により交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木等は所有者の方で剪定や伐採していただくようお願いいたします。

折れ木・落枝等や樹木が道路に張り出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。

所有者の皆様には適切な管理をしていただくようお願いいたします。

※注意事項

剪定や伐採等の作業時には通行車両や自転車又は歩行者の方の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意をお願いいたします。

民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切り取り）

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

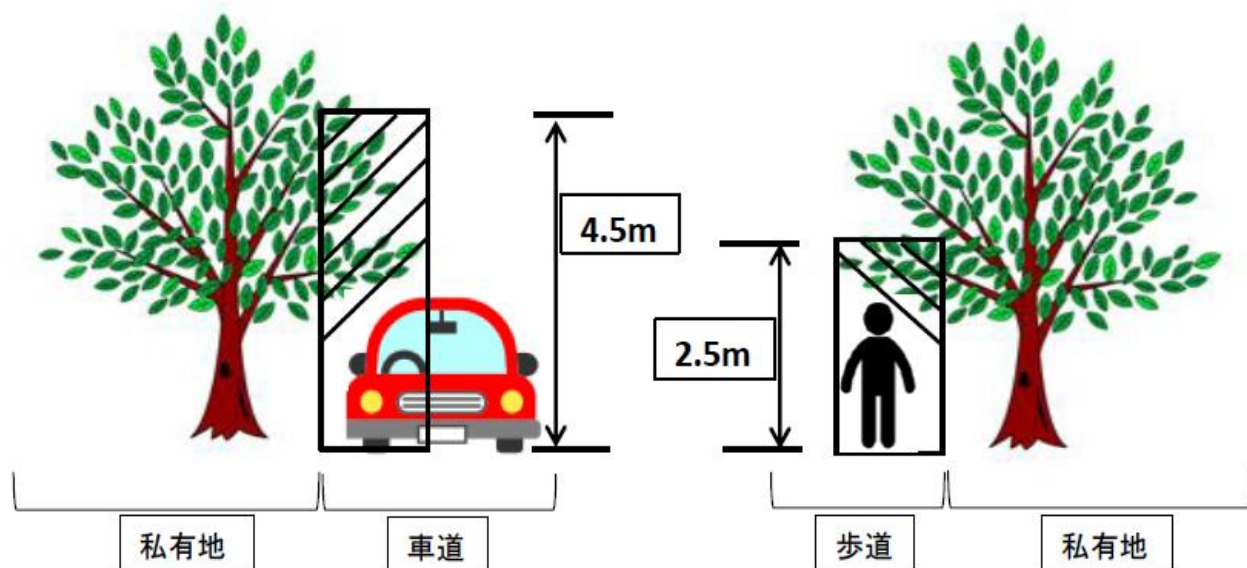
道路法第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

建築限界とは（道路法第30条、道路構造令第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて原則車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると建築限界を侵している可能性があります。



江南市役所
土木課 土木管理グループ
TEL : 0587-54-1111 (代表)